

● 規程改正の概要

要 旨	<p>当機構における勤務実態等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部改正（規程第〇号）</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 学校行事参加休暇の対象となる子の範囲の拡大 学校行事参加休暇の対象となる子を18歳に達する年度末までの子（現行は中学校修了前の子）とする。</p> <p>(2) 男性職員の育児参加休暇の名称変更 特別休暇の名称を「男性職員の育児参加休暇」から「育児参加休暇」に改める。</p> <p>2 改正理由</p> <p>○山梨県では、個人の価値観や生活様式の多様化に合わせ、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備のため、学校行事参加休暇の対象となる子の範囲を高校生まで拡大した。</p> <p>○また、山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例の趣旨に鑑み、同性パートナーである職員も「男性職員の育児参加休暇」を取得することができることとした。</p> <p>○当機構の休暇に関する取り扱いは県準拠としていることから、今般の県の改正に合わせ、規程改正を行う。</p>
施行期日	<p>令和6年4月1日から施行する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

新旧対照表（令和6年4月1日施行）

新		旧	
特別休暇の種類	事由	特別休暇の種類	事由
<p>第18条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、下表に定めるところによる。</p>	<p>第18条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、下表に定めるところによる。</p>	<p>1～13 略</p>	<p>1～13 略</p>
<p>14 学校行事参加休暇</p>	<p>十八歳に達する日以後最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を扶養する職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は同法第百二十四条に規定する専修学校が実施する行事その他理事長が必要と認める行事に限る。）に参加するため、勤務しないことと認められるとき</p>	<p>14 学校行事参加休暇</p>	<p>中学校修了前の子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校 が実施する行事その他理事長が必要と認める行事に限る。）に参加するため、勤務しないことと認められるとき</p>
15 略		15 略	

<p>16 育児参加休暇</p>	<p>略</p>	<p>1 略 2 1 時間を単位として使用した子の育児参加休暇を日に換算する場合には、第16条第9項の規定を準用する</p>	<p>16 男性職員の育児参加休暇</p>	<p>略</p>	<p>1 略 2 1 時間を単位として使用した子の育児参加休暇を日に換算する場合には、第16条第9項の規定を準用する</p>
<p>17～22 略</p>				<p>17～22 略</p>	